

令和5年度酒田市一般廃棄物処理計画（実施計画）

I. ごみ処理実施計画

1. 基本事項

- (1) 計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(2) 計画の区域 酒田市全域 602.98km²
人 口 97,135人（令和5年3月1日現在）
世 帯 数 42,592世帯（ 同 上 ）

2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（単位：t／年）

種 別	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ等	総排出量
家 庭 系	20,883	1,807	186	22,888
事 業 系	9,694	215	1,563	11,473
合 計	30,578	2,002	1,750	34,361

3. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ごみ減量施策を進めるにあたっては、まず発生を抑制し（リデュース）、続いて、再利用し（リユース）、再生利用（リサイクル）することが重要である。地域におけるごみ減量研修会や、学校等の教育機関での研修会においてごみ減量の施策を積極的にPRし、ごみに関する関心を高め、特に若い世代に対しモラルの向上を図るなどして自覚を促し、ごみ減量は一人ひとりが行うものであることを伝えていく。

平成26年度に「第2次酒田市環境基本計画」（平成27年度を初年度とする10か年計画、令和2年度中間見直し）が策定され、その基本目標の一つである『環境負荷の少ない社会へ～省資源、循環型社会の形成～』の具体的な計画の位置付けとして「酒田市ごみ処理基本計画」（平成27年度を初年度とする10か年計画、令和2年度中間見直し）を同年度に策定した。『みんなで作る循環型社会』を基本目標に掲げ、「市民1人1日あたりごみ100グラム減量」を目標とし、身近なところからのごみ減量方法を啓発することで、市民に対するごみ減量に対する意識の高揚を図る。

その方策としては、以下のとおりである。

(1) ごみの発生量を出来る限り少なくする取り組みの推進

① 家庭系ごみの減量

- ・ごみ出しカレンダー、広報紙、ホームページの活用、出前講座や説明会・意見交換会を実施し、分別の徹底とリサイクルに向けた効果的な情報の提供を行う。

- ・食材の買い過ぎをせず、食べきることで「食品ロス」を削減し、生ごみを少なくする調理方法を実践するといった、ごみの抑制の啓発を行う。
- ・マイバッグ持参、施設見学等を実施など、環境意識を高め、ごみの抑制を啓発する。
- ・生ごみの水きりの徹底に取り組む働きかけをする。
- ・これまでの取り組みでごみの減量化が進んできているため、家庭系ごみの有料化については、他の減量化施策を推進することを優先しながら引き続き検討する。

② 事業系ごみの減量

- ・一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分と適正な処理の啓発と指導に努める。
- ・生産、流通事業者に対し、資材の再利用、一層の簡易包装化を働きかける。
- ・食品ロス削減のため、飲食店への啓発や福祉団体等が取り組んでいるフードバンクの周知、協力を働きかける。
- ・事業系ごみにおける紙類の資源化について、事業所と連携した取り組みを行う。

(2) ごみを出来る限り再使用・リサイクルする取り組みの推進

① リユースの推進

- ・マイ箸、マイボトル持参の推進、またリユース食器の使用を推進する。

② リサイクルの推進

- ・可燃ごみの半分近くを占める紙類には、資源としてリサイクルできるものが多く混入している。紙箱、封筒、包装紙、トイレットペーパーの芯等、いわゆる「雑がみ」のリサイクルを促進するため、冊子を活用しながら、分別の徹底に向けた啓発に努める。
- ・可燃ごみとして扱っている布類の中には、再使用できるものもあることから、古着の回収を実施する。
- ・使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、使用済小型家電回収を実施する。
(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)
- ・生ごみの家庭での堆肥化を促進するため、生ごみ処理機の利用拡大に努める。
- ・燃えるごみとして収集している剪定枝等について、再資源化できないか、調査・検討を行う。
- ・廃食用油を回収して 飼料としてリサイクルし、ごみの減量化と資源の有効活用に努めます。
- ・家庭から廃棄される、蛍光管、乾電池・ボタン電池、水銀式血圧計・温度計・体温計の分別収集を実施し適正な処理を行う。
(水銀による環境の汚染の防止に関する法律)

③ 資源回収の推進

- ・集団資源回収に取り組む団体の増加を目指しPRに努める。
- ・ごみステーションでの紙類資源の回収日の増加を検討する。また、資源ステーションを市内にバランスよく配置するため、増設を検討する。
- ・事業者からの協力を求め、白色トレイ等の店頭回収を促進することで、資源物のリサイクルを推進する。

(3) ごみ適正処理の推進

① 分別・収集・処理の適正化

- ・広報、ごみ出し情報、出前講座、ごみ研修会等により分別に関する情報を提供する。
- ・排出状況に応じた、効果的な収集・運搬を推進する。
- ・中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量に

努める。

② 処理困難物の適正処理

- ・特別管理一般廃棄物の取り扱いは、廃棄物処理法の規定により処理を行う。
- ・自動車のタイヤ、バッテリー、廃油など市で処理することが出来ない廃棄物は、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、周知徹底と指導に努める。

③ 不法投棄の防止

- ・不法投棄監視員、庄内地区不法投棄防止対策協議会との連携によるパトロールの実施等、監視体制の強化に努める。
- ・悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携を密にしながら、厳しく対応する。

4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 処理施設との整合に基づき、表のとおりとする。

分別の区分		種類	
ごみ	可燃ごみ	厨芥類	
		紙くず類	
		繊維類（古布等）	
		樹木・葉・竹類	
		プラスチック類（ペットボトルを除く。）	
		ゴム・革製品	
	不燃ごみ	資源物	金属類
			缶類
			びん類
		ペットボトル	ペットボトル（PET1）
		埋立ごみ	ガラス・陶器類
			灰・砂類
	粗大ごみ等	家電製品（※）	
		家具類	
		自転車等	
廃食用油	廃食用油		
水銀使用廃製品	水銀式血圧計・温度計・体温計、 蛍光管、乾電池・ボタン電池		

※ 特定家庭用機器再商品化法に規定する廃棄物（エアコン、テレビ（液晶・プラズマ型を含む。）、電気洗濯機、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、衣類乾燥機）について、引取・引渡義務対象廃棄物を排出する場合は、小売店・一般廃棄物収集運搬許可業者に引き渡すか、または指定引取場所において引き渡す。資源の有効な利用の促進に関する法律による廃パーソナルコンピュータについては、メーカーに引き渡す。

(2) 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）の排出形態は、表のとおりとし、市がごみステーションから収集運搬する日は、別に定める。

区分	排出形態	指定事項
もやすごみ	指定ごみ袋	黒色文字のもの
資源物	指定ごみ袋	青色文字のもの
ペットボトル	指定ごみ袋	緑色文字のもの
埋立ごみ	指定ごみ袋	赤色文字のもの
粗大ごみ等	品目による	
廃食用油	指定容器	容量2リットルまでのペットボトルまたは食用油が入っていた容器
水銀使用廃製品	透明な袋	

- (3) 事業活動によって排出される一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、事業者自らが処理するか、または一般廃棄物処理業の許可を受けた者に、その処理を委託するものとする。多量に排出される事業系一般廃棄物のうち、上記（2）の方法によらないものについては、法第6条の2第5項の規定により、運搬すべき場所及び方法は別に指示するものとする。
- (4) 犬猫等の小動物死体は、所有者又は市の委託業者が収集運搬し、酒田地区広域行政組合において処理する。

5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬の方法

廃棄物の種類		収集運搬の方法
家庭から排出される一般廃棄物	可燃ごみ 不燃ごみ（資源物・ペットボトル・埋立ごみ） 水銀使用廃製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 別に定める地域ごとに収集日を指定して収集する。 ● 収集回数は、可燃ごみは週2回、資源物・ペットボトルは2回/5週、埋立ごみは3回/20週、水銀使用廃製品（蛍光管・電池）は1回/20週とする。 ● 飛島地区の不燃ごみは、粗大ごみ置場に随時排出され、一般廃棄物運搬船の曳航に合わせて収集運搬を行う。 ● 水銀式の血圧計・体温計・温度計は、本庁舎・各総合支所・とびしま総合センターに設置する回収ボックス及び環境衛生課で受付する。 ● 指定ごみ袋に入れて、指定のごみステーションに排出する。（水銀使用廃製品は、収集の際に破れず、透明な袋であれば可）
	紙類資源	<ul style="list-style-type: none"> ● 別に定める地域ごとに月1回の収集日を指定して収集する。 ● 飛島地区の紙類資源収集は、週2回（可燃ごみ収集日）とする。 ● 新聞・雑誌・段ボール等の種類ごとに紐で縛って、指定のごみステーションに排出する。
	粗大ごみ及び多量に排出されるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己搬入するか又は市の委託業者が随時収集する。 ● 飛島地区は、不燃ごみと同時に収集する。
	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> ● 別に定める地域ごとに収集日を指定して収集する。 ● 収集回数は、週2回（可燃ごみ収集日）とする。 ● 市の指定する容器に入れて、指定のごみステーションに排出する。
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	自己処理物及び適正処理困難物を除いたもの	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理施設に自己搬入するか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集運搬する。

※八幡地域、松山地域、平田地域の収集運搬については、別表に定める。

(2) 処理の方法

- ① 可燃ごみは焼却処理し、焼却残渣は埋立処理する。
- ② 不燃ごみは、あらかじめ分別排出された資源物・ペットボトルから資源となるものを選別し、それ以外のもの及び埋立ごみは、埋立処理する。
- ③ 水銀使用廃製品は、民間処理施設に運搬しリサイクルする。
- ④ 廃食用油は、民間業者に売却し、再生利用する。
- ⑤ 粗大ごみ等は、破碎処理し、資源となるもの以外は焼却または埋立処理する。
- ⑥ し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理後、焼却する。

⑦ 事業系一般廃棄物のうち適正処理困難物等は、民間の処理業者によって処理する。

(3) 収集運搬及び処分の実施者

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系一般廃棄物	自ら、または市の委託業者	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合及び酒田市
事業系一般廃棄物	自ら、または一般廃棄物収集運搬業許可業者	酒田地区広域行政組合または一般廃棄物処分業許可業者	酒田地区広域行政組合及び酒田市

※収集運搬区域は、別表に定める。

6. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 中間処理施設

名称	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター	堆肥化施設
設置者	酒田地区広域行政組合			全国農業協同組合連合会
設置年月	平成14年4月	平成14年4月	平成元年11月	平成15年4月
所在地	酒田市広栄町3丁目133番地	酒田市広栄町3丁目133番地	酒田市北沢字長面200番地	酒田市黒森字境山942番地
処理能力	196 t/24 h (98 t × 2 炉)	12 t/5 h	40 t/5 h	3.7 t/24 h
処理方式	流動床式ガス化溶融炉	破碎・機械選別	圧縮梱包	YM菌による発酵処理

(2) 最終処分場

名称	一般廃棄物最終処分場	新林埋立地
設置者	酒田地区広域行政組合	酒田市
設置年月	平成3年3月	昭和54年12月
所在地	酒田市北沢字鷹尾山1-610	酒田市浜中字新林1666番ほか
埋立容積	366,000 m ³	461,087 m ³
埋立方式	セル工法に基づくサンドイッチ方式	サンドイッチ方式
関連施設 処理方式	浸出水処理施設（カルシウム除去処理、接触酸化処理、滅菌処理、砂濾過処理活性炭吸着処理、凝集沈殿処理）	浸出水処理施設（汚泥等沈殿物汲み取り、自家処理）

※この計画の実施に関する細目は、別に定める。

別表

1. 家庭系一般廃棄物収集運搬の区域

(1) 可燃ごみ・廃食用油

酒田可燃1区	環清工業(株)	酒田可燃9区	環清工業(株)
酒田可燃2区	(株)エルデック	酒田可燃10区	(株)今野運輸
酒田可燃3区	ミカワ精工(株)	酒田可燃11区	(有)クリーンセンター七五三
酒田可燃4区	(株)エコー	飛島可燃	合同会社 和楽
酒田可燃5区	クリーンサービス(株)	八幡可燃	(株)エルデック
酒田可燃6区	ミカワ精工(株)	松山可燃	(株)エルデック
酒田可燃7区	(株)エコー	平田可燃	高橋吉郎
酒田可燃8区	(株)エルデック		

(2) 不燃ごみ(資源物、ペットボトル、埋立ごみ)、水銀使用廃製品(蛍光管・電池)

酒田不燃1区	(株)今野運輸	八幡不燃	高橋吉郎
酒田不燃2区	(有)クリーンセンター七五三	松山不燃	(株)エルデック
酒田不燃3区	環清工業(株)	平田不燃	(有)平田レンタカー
飛島不燃	合同会社 和楽		

(3) 紙類資源

酒田地域	八幡地域	松山地域	平田地域	飛島
酒田資源リサイクル協議会				合同会社 和楽
(株)エコー	(株)エルデック	(有)平田レンタカー		

※資源ステーションからの回収も含む(松山地域は(有)新田正男商店が回収する。)

(4) 各地域のごみ収集回数

種類	酒田地域	八幡地域	松山地域	平田地域	飛島
もやすごみ	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
廃食用油	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	—
埋立ごみ	3回/20週	3回/4ヶ月	3回/4ヶ月	3回/4ヶ月	随時
水銀使用廃製品 (蛍光管・電池)	1回/20週	1回/4ヶ月	1回/4ヶ月	1回/4ヶ月	随時
水銀使用廃製品 (血圧計等)	随時	随時	随時	随時	随時
資源物	2回/5週	1回/月	1回/月	1回/月	随時
ペットボトル	2回/5週	1回/月	1回/月	1回/月	随時
粗大ごみ	随時	随時	随時	随時	随時
紙類資源	1回/月	1回/2月	1回/月	1回/月	2回/週

2. 事業系一般廃棄物（じん芥）収集運搬業許可業者

	許 可 業 者 名	住 所
1	(株) エルデック	酒田市松美町3-70
2	クリーンサービス (株)	酒田市北新橋1丁目12-13
3	荘内運送 (株)	鶴岡市茅原字草見鶴50
4	(株) ミウラ工業	酒田市新井田町15-6
5	環清工業 (株)	酒田市浜中字八間山135-1
6	(株) 丸加商店	酒田市上安町1丁目18
7	(有) 新田正男商店	酒田市東町1丁目2-4
8	(株) 渡部砂利工業所	酒田市宮海字中砂畑27-4
9	(株) 登坂商店	酒田市松美町3-23
10	(有) 大滝商店	鶴岡市大淀川字洞合68
11	(有) クリーンセンター七五三	酒田市高砂2丁目1-62
12	(株) 今野運輸	酒田市京田1丁目5-22
13	(株) エコー	酒田市両羽町325-1
14	ウイズ環境 (株)	酒田市大宮町2丁目2-21
15	(有) トワイスポーン	酒田市塚淵字清瀬10
16	ミカワ精工 (株)	酒田市東町1丁目14-23
17	(株) 佐藤興業	酒田市下安町3-17
18	(株) 庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2-60
19	(有) 平田レンタカー	酒田市山谷字滝谷120
20	(株) 庄内エコポリス	酒田市石橋字前田18-2
21	高橋 吉郎	酒田市田沢字南田沢67
22	(株) 幸輪	飽海郡遊佐町吉出字上平坂10
23	(株) エスケー	酒田市泉町11番21号
24	(株) 管理システム	酒田市京田2丁目69-8
25	(株) 五勇組	酒田市広野字荒田78-2
26	(株) 鍋元商店	鶴岡市三和町6-18
27	酒田クリーン開発 (株)	酒田市広野字荒田78-2
28	東北イートップ (株)	鶴岡市藤浪4-104-2
29	(株) よろずライフ	酒田市宮海字新林572-44
30	高橋亨商店	酒田市土崎字屋敷添31

3. 事業系一般廃棄物処分業許可業者

	許可業者名	住所	処分する廃棄物の種類
1	(株)今野運輸	酒田市京田1丁目 5-22	廃プラスチック類
2	(株)エコー	酒田市両羽町32 5-1	PETボトル・木くずの破碎、廃パソコン・遊戯機器類の選別、木くず・紙くずの減容固化
3	(株)エルデック	酒田市松美町1- 55	農業集落排水脱水汚泥、海洋性廃棄物
4	東北環境開発(株)酒 田支店	酒田市大宮町2丁 目1-16	し尿施設、農業集落排水、管路施設脱水汚泥
5	全国農業協同組合 連合会	酒田市黒森字境山 942	農産物残渣、食物残渣、市場残渣、貝のたい肥化
6	(株)渡部砂利工業所	酒田市宮海字中砂 畑27-4	廃食用油のバイオディーゼル燃料化、家庭系廃パソコンの破碎処理、木くず・紙くず・繊維くずの破碎処理

II. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水処理施設汚泥）処理実施計画

1. 基本事項

- (1) 計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 (2) 計画の区域 酒田市全域 602.98 km²
 人 口 97,135人（令和5年3月1日現在）
 世 帯 数 42,592世帯（同 上）

2. し尿・浄化槽汚泥・農集汚泥の発生量及び処理量の見込み

発生量及び処理量は、本市での処理を対象とする総排出量とする。

(単位：k l／年)

種 別	総 排 出 量
し 尿	2,162
浄 化 槽 汚 泥	10,415
農 集 汚 泥	4,500

3. し尿・浄化槽汚泥・農集汚泥の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬の方法 [収集地域は本市全域とする]

種 別	収 集 ・ 運 搬 方 法
し 尿	・市民からの申込による随時収集及び定期収集とする。
浄 化 槽 汚 泥	・定期収集とする。
農 集 汚 泥	・定期収集とする。

(2) 処理の方法

- ① し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理する。
 ② 農集汚泥は、民間の処理施設で処理する。

(3) 収集運搬及び処分の実施者

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	酒田市（委託）及び許可業者	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合
浄化槽汚泥	許可業者	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合
農集汚泥	酒田市（委託）	酒田市（委託）	

※収集運搬区域は、別に定める。

※農集汚泥については、有機堆肥化等の有効利用を行う。

4. し尿処理施設等の整備に関する事項

(1) し尿処理施設

項 目	し 尿 処 理 施 設
所 在 地	酒田市広栄町3丁目133番地
処 理 能 力	180k l / 日
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式
設 置 年 月 日	平成元年10月
設 置 者	酒田地区広域行政組合

(2) 堆肥化施設

項 目	堆 肥 化 施 設
所 在 地	酒田市宮海字南浜1番14
処 理 能 力	3.3 t / 日
処 理 方 式	発酵処理
設 置 年 月 日	平成15年4月
設 置 者	(株)エルデック

※ 上記堆肥化施設は、事前協議を踏まえ、庄内町からの農集排水汚泥の搬入、処分を行っている。

(3) 浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬し、酒田地区広域行政組合の処理施設で処理する。

(4) 農集汚泥は、委託業者が各農業集落排水処理施設から収集運搬し、有機堆肥化等の処理施設で処理する。

(5) この計画の実施に関する細目は、別に定める。

別 表

1. し尿収集運搬業許可業者

許 可 業 者 名	住 所
(株) エルデック	酒田市松美町3-70
環清工業(株)	酒田市浜中字八間山135-1

2. 浄化槽清掃業許可業者

許 可 業 者 名	住 所
(株) エルデック	酒田市松美町3-70
環清工業(株)	酒田市浜中字八間山135-1
東北環境開発(株) 酒田支店	酒田市大宮町2丁目1-16
(株) 理水酒田営業所	酒田市広栄町2丁目100-16
(有) 余目衛生事業所	東田川郡庄内町余目字下梵天塚43-6
(株) 庄内エコポリス	酒田市石橋字前田18-2

3. 地区別し尿収集区域

<酒田地区>

行	株式会社エルデック	環清工業株式会社
	収集地区	収集地区
あ	曙町1・2丁目、旭新町、泉町、上田、駅東1・2丁目、大浜1・2丁目	相生町1・2丁目、あきほ町、東町1・2丁目、飯森山1～3丁目、一番町、入船町、大町、大宮、大宮町1～4丁目、御成町、卸町
か	上安町1～3丁目、北今町、北里町、北新橋1・2丁目、北新町1・2丁目、北千日町、北浜町、北平田、こあら1～3丁目、広栄町1・2丁目、古湊町	上本町、亀ヶ崎1～7丁目、京田1～3丁目、黒森、こがね町1・2丁目、寿町
さ	酒井新田、栄町、下安町、新橋1～5丁目、住吉町、千日町	幸町1・2丁目、山居町1・2丁目、十里塚、末広町、千石町1・2丁目
た	高砂1～4丁目	高見台1・2丁目、中央西町、中央東町、堤町、東栄町、十坂
な	西荒瀬（田村を含む。）、西野町	中平田、中町1～3丁目、新井田町、新堀、錦町1～5丁目、仁助谷地、二番町
は	浜松町、光ヶ丘1～5丁目、東泉町1～6丁目、日の出町1・2丁目、日吉町1・2丁目、広野、富士見町1～3丁目、船場町1・2丁目	浜田1・2丁目、浜中、東大町1～3丁目、東中の口町、東平田、東両羽町、本町1～3丁目
ま	松境、松美町、南新町1・2丁目、南千日町、南遊佐、本楯	松原南、みずほ1・2丁目、緑町、緑ヶ丘1・2丁目、宮野浦1～3丁目、宮野浦下瀬
や	ゆたか1～3丁目	八重浜、遊摺部、四ツ興野
ら		両羽町
わ		若竹町1・2丁目、若浜町、若原町、若宮町1・2丁目

※飛島地区は、合同会社 和楽（市委託業者）

<八幡地区>

環清工業株式会社
収集地区
全 域

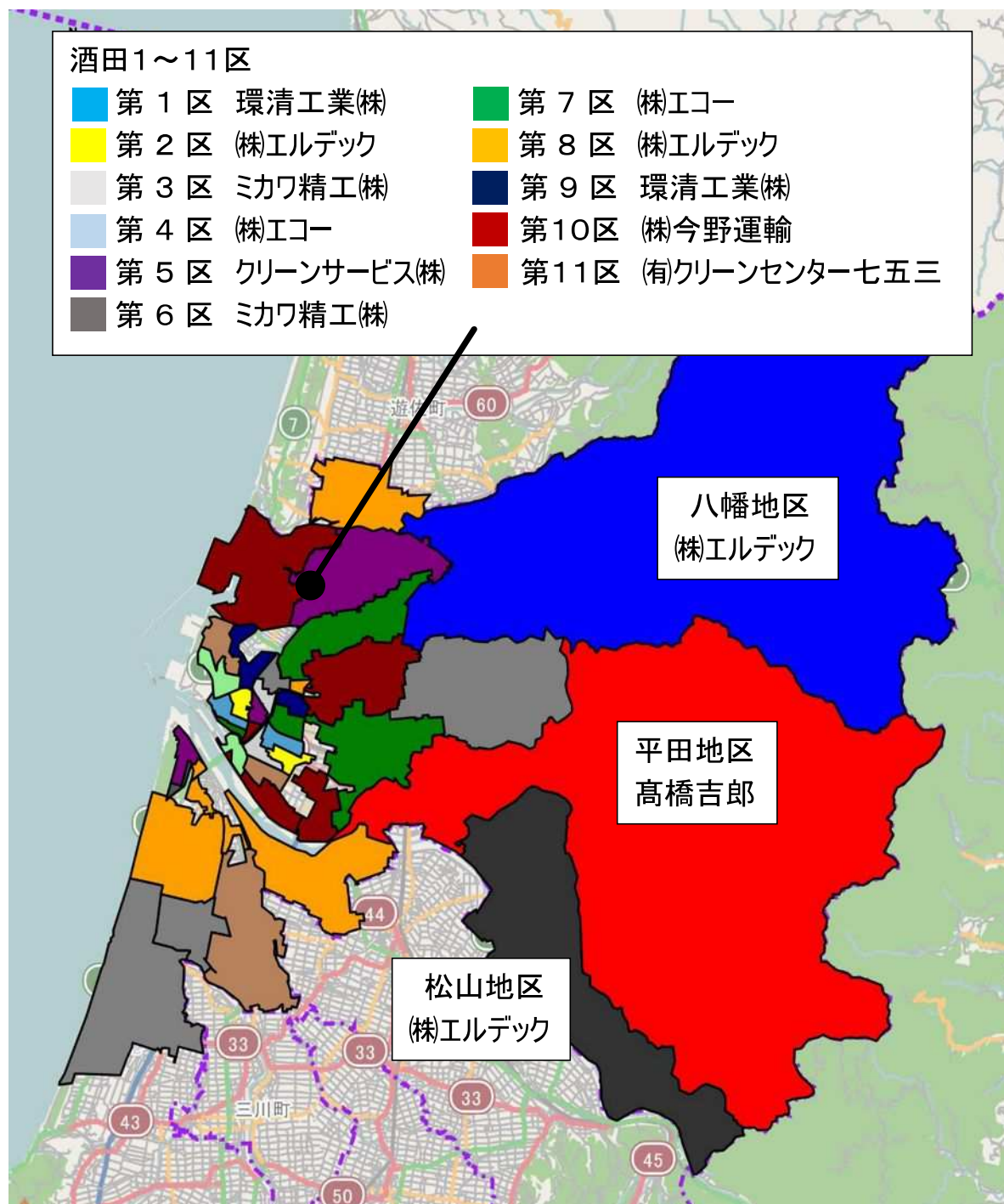
<松山地区>

株式会社エルデック
収集地区
全 域

<平田地区>

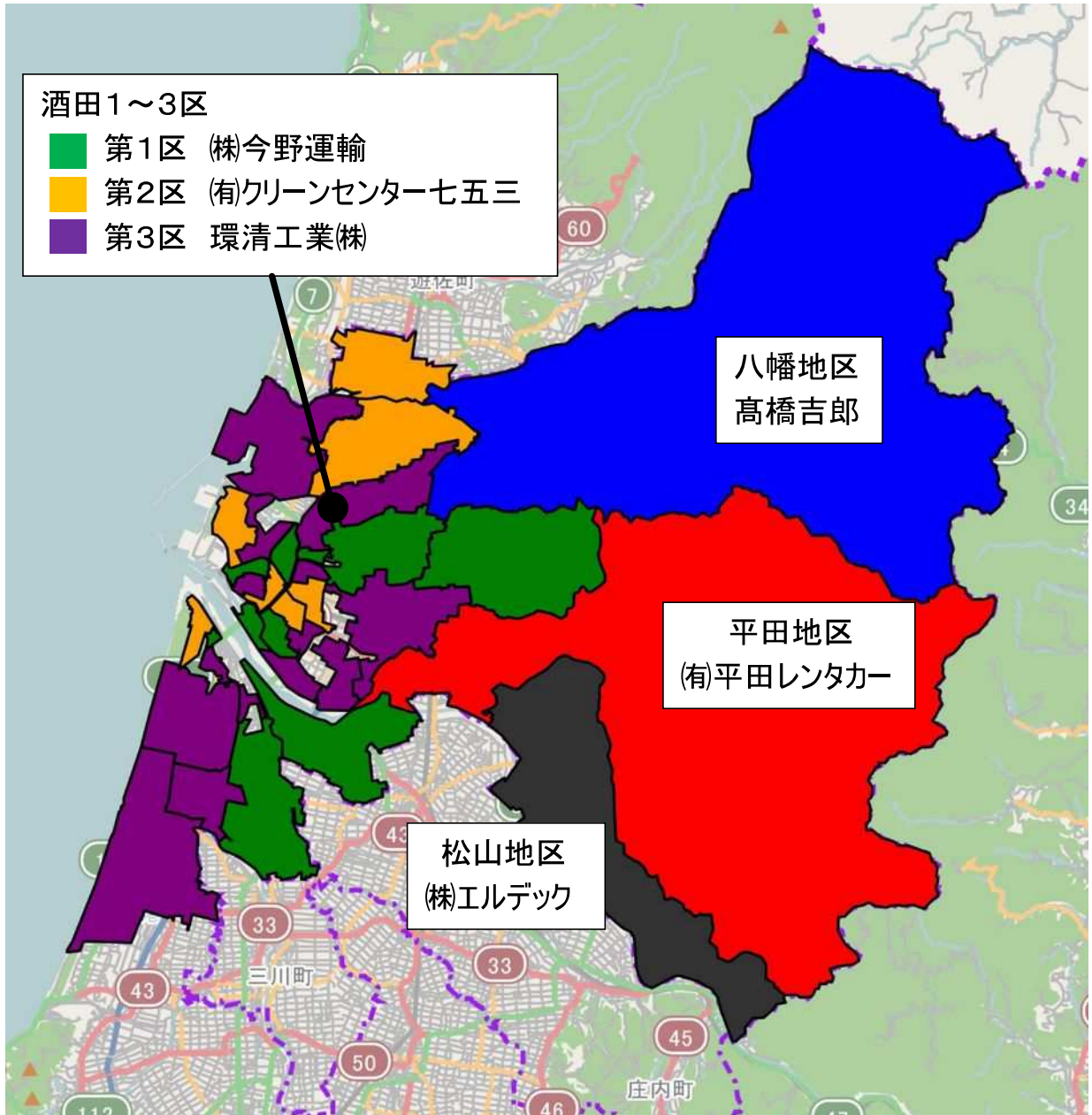
株式会社エルデック
収集地区
全 域

可燃ごみ収集区



※ 飛島地区: 合同会社 和楽

不燃ごみ収集区



※ 飛鳥地区: 合同会社 和楽